

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 やまなみ会

- ・ 福祉サービスセンターほっと館
居宅介護支援事業所
通所介護事業所

目 次

1 基本方針	・・・2 ページ
2 重点項目	
3 個別事業計画	
(1) 居宅介護支援事業所	・・・2 ページ
(2) 通所介護事業所	・・・3 ページ
(3) 受託事業	・・・7 ページ
4 その他	・・・8 ページ

はじめに

昨年度は、新型コロナウイルス感染対応に追われた一年でした。日常生活でも行動の自由が奪われ閉塞感のある生活が続きました。職場においても長い期間にわたる感染対応の経験から、幅広い知識や技術の習得の強化の必要性を痛感しました。今年度はすべての職員がより効果的に知識や技術が習得できるよう職員研修の強化につとめ、万一を想定した準備や訓練を実施して参ります。さらに、サービスの質の向上を目指し家族や利用者が満足していただけるサービスを提供して参ります。

施設理念

社会福祉法人やまなみ会の理念（共に支え、共に生きる）に基づき、職員は、互いに高め合い、利用者が安全で安心できるその人らしい暮らしを、住み慣れた場所で行えるよう地域と共に支えていきます。

1 基本方針

地域に根差した福祉活動と地域貢献を行うと共に、利用者の安心・安全・尊厳を守り、自立した生活をできる限り在宅で営む事ができるよう支援します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。さらに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

2 重点目標（共通）

(1) 安全で安心できる質の高い介護サービスを提供する

ヒヤリハット・事故報告書の提出、防止策を検討し再発防止に努める。

(2) 技能・知識の習得と向上

外部研修への参加と内部研修の充実を図り、専門職としての知識と技術向上を目指す。

(3) 感染症まん延防止対策

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催および研修

(4) 感染症及び災害発生時における業務継続計画の取り組み

業務継続計画を策定し職員に周知し研修を実施する。

3 個別事業計画

(1) 居宅介護支援事業所

① 運営方針

「居宅介護支援事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」に基づいて事業を行います。

② 重点的取組み

(ア) 介護を必要としている方へ迅速・適切なサービス提供

- a 産山村包括支援センター及び行政からの情報収集と情報交換を密にする。
- b 民生委員協議会に参加し、村内の高齢者等の状況把握に努める。
- c 情報等に基づき、必要に応じ、可能な限り早めの訪問を行う。
- d 地域ケア会議では、困難事例の提出や専門的意見の発言等を行うと共に、参加者の意見を聞き支援に反映する。
- e なでしこの里、四季の杜、総合支援センターとの情報交換等を適時行う。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の業務の円滑化

- a 認知症施策推進において、認知症初期集中支援チームの一員としてのスキルアップに努める
- b 生活支援サービスの基盤整理が行えるよう、村の社会福祉協議会、各種団体等と連携を密に行う。

(ウ) 地域共生社会の実現

- a 障がいを持つ方が高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるような環境づくりと地域資源を活用し共生社会を目指す。

(エ) 介護支援専門員の資質・向上

- a 事業所内会議の充実
(不満や苦情への迅速、適切な対応・困難ケースの共有・秘密保持、個人情報の取り扱い等)
- b 施設内研修(オンライン含む)を充実させ、個々のスキルアップに努める
- c 施設外研修の参加により資質向上を図る
新規主任介護支援専門員研修、支部介護支援専門員協会研修等

③ 利用見込み(年間)

介護支援専門員 常勤兼務 1 名、常勤 1 名、非常勤 2 名 (常勤換算 2.5 名)

居宅サービス計画(要介護 1~5)	総合事業・介護予防サービス計画
70 名	20 名

(2) 通所介護事業所

① 運営方針

「通所介護事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」「産山村日常生活支援総合事業における第一号通所事業サービス運営規定」に基づいて事業を行ないます。

② 重点的取組み

(ア) 利用者の確保に努める

- a 一日の平均利用人数を18.5名以上とし、稼働率75%以上を目指す。
- b 「ほっと館便り」(毎月発行)や村広報誌への掲載を通しデイサービスでの様子を地域の方や家族に伝える。

(イ) 日常生活動作維持・向上に向けた適切な援助と評価および活動の充実を図る

個別援助計画に沿った援助の実施と評価を行うとともに、活動の見直しと工夫を行う。

(ウ) 利用者の機能維持向上をめざした機能訓練を実施する

集団体操の見直しと個別通所計画に沿った機能訓練を実施する。

(エ) 利用時間を安全に過ごしていただく

- a バイタル測定、一般状態の把握と観察を行う。
- b 緊急時、急変時、事故時の対応を行う(勉強会の実施、慌てず、適切な対応ができることを目指す。)

③ 利用見込み(年間)

定員	一日の平均利用者
25名	18.5名

④ 通所介護計画

●生活相談

利用者及び家族等の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネジャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えるとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

認知症高齢者に対しては、その人らしく利用ができるように援助し、日々変化する症状に対して、職員は専門的知識をしっかりと持ち利用者及び家族の支援を行っていく。

●送迎及び家族交流と連携

利用者心身状況及び地理的状況を考慮した送迎車両・送迎ルート・適切な職員配置を設定し、無理のない送迎サービスを提供する。また、安全運転を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検整備を行い、利用者の安全確保に注意を払う。

家族との連携については、利用前の状態確認、利用中の状態観察(体調変化、バイタルチェック、食事量、入浴状態、レクリエーションや各種運動等)、利用後の状態報告を連絡ノートや必要に応じて送迎時の口頭での申し送りで行う。(緊急を要する場合は速やかに家族と医療機関に連絡する。)

- ・乗車・下車時の介助・乗車中の状態観察・迎え時の状態確認
- ・送り時の状態報告・シートベルト着用及び車椅子固定の確認
- ・道路交通法に基づいた車両の扱い

●通所介護計画に基づくサービス計画

利用者の居宅サービス計画等に沿って、利用者並びに家族等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行う。通所介護計画書等を作成し評価を行う。

●相談・苦情、個人情報等への対応

苦情解決マニュアルに基づき、相談・苦情等に適切に対応できる体制をとり日頃から利用者並びに家族等、また居宅介護支援事業者や他サービス事業所、保険者等の関係機関と連携を密にする。個人情報については本会の基本方針、利用目的に基づいた取り扱いを行い、職員に業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても秘守義務があることの周知徹底を図る。

●虐待防止

虐待防止策に関する指針に基づき、虐待発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告分析を通じた再発防止、虐待防止委員会の設置、職員研修を継続することで虐待発生の予防に努める。

●介護事故発生の予防と防止

事故防止策に関する指針に基づき、事故発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告分析を通じた再発防止、事故防止検討委員会の設置、職員研修を継続することで介護事故等発生の予防に努める。

●機能訓練

利用者の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続に役立つ内容を取り入れながら援助を行う。

- ・日常生活動作
- ・アクティビティサービス（創作、行事等の活動）で脳の活性化も図る
- ・集団リハビリテーション
- ・随時内容を評価し見直すことでケアマネジャーフィールドバックし通所介護計画書及び個別機能訓練計画書等に反映していく

●入浴サービス

- ・利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供する。必要に応じて、在宅での入浴確保のための助言、訓練等を行う。
- ・入浴に係るその他の介護
衣類着脱、洗髪、洗身、浴室内外の移動、浴槽の出入り等

●食事サービス

利用者個人の嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行う。また、栄養面・食事制限等に配慮しながらも、利用者が食に喜びを感じられるようなサービスを提供する。

- ・食事介助(食事状況の確認)・嚥下状態及び食事摂取量の観察
- ・口腔体操による嚥下訓練・口腔ケア

●その他の日常生活上の援助

利用者の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指し、サービス提供を行う。

- ・移動：歩行状態の確認、適切な歩行用具の紹介、車椅子操作の指導及び介助
- ・排泄；トイレ動作の訓練、介助、声掛け誘導、おむつ交換
- ・その他必要な身体の介護

●健康管理

利用者の健康状態を観察し、把握する。健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応に努める。緊急時は家族等及び主治医との連携により、迅速かつ最善の対応に努める。

- ・バイタル測定 ・体重測定 ・状態観察 ・健康相談 ・感染症予防
- ・内服及び外用薬の管理及び投与

●活動（レクリエーション等）プログラム

年間活動計画を立て、月ごとの誕生会や季節の行事に合わせたレクリエーション等を提供する。その中で個性を生かした分野を見出し、受動的プログラムから能動的プログラムへと転換を図り、達成感を味わうことで心身の活性化や認知症進行予防につながる。

●地域等との連携

ウイズコロナ・アフターコロナを意識した新しい生活様式に即した取組みを行い、地域住民やボランティア団体等との連携や協力をを行い、地域との交流を継続して実施する。

【日 課 表】

9:30	排泄、水分補給、健康チェック（血圧・脈拍・体温）	
10:00	全身体操、歩行訓練、個別機能訓練	入 浴
11:20	口腔体操 食事準備、排せつ	
11:30	昼 食	
12:00	口腔ケア、排泄	
13:30	体操、個別機能訓練、リハビリ体操	
13:40	ボール体操	入 浴
14:00	お手洗い・お茶 休憩	
14:10	全体レクリエーション、創作活動	
15:00	おやつ、水分補給、排せつ	
15:20	自由時間 趣味のクラブ活動	
16:30	送迎出発	

【年間行事計画表】 ※ 誕生会（毎月）

月	内 容	月	内 容
4	花見、壁画作成	10	壁画制作
5	端午の節句、菖蒲湯、外出	11	外出（紅葉見学）、防災訓練（火災）
6	壁画作成	12	クリスマス会（保育園との交流）、ゆず風呂
7	防災訓練（火災）、七夕（保育園との交流）	1	初詣
8	そうめん流し、外出	2	節分、バレンタインデー
9	敬老会（保育園との交流）	3	ひな祭り、ホワイトデー、壁画制作

(2) 受託事業

産山村が実施する在宅福祉サービスの一部を受託しサービスを提供する

① 外出支援事業

交通機関を利用して外出（医療機関等）することが困難な要援護者の送迎

② 在宅福祉事業用車輛管理

外出支援事業実施のための車輛4台

③ 食の自立支援事業

ひとり暮らし高齢者等の食生活の改善と健康増進を目的とした夕食を調理

④ 軽度生活支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活の援助を行う

⑤ 産山村通所型C事業（かがやき教室）

介護予防・日常生活支援総合運営支援（利用者送迎・口腔機能訓練用おやつ提供）

⑥ 産山村福祉相談事業

⑦ 要介護認定調査

4 その他

【職員研修計画（全体）施設内研修】

月	内容	月	内容
4	事故発生と再発防止（法定）、身体拘束の基礎（法定）	10	介護予防及び要介護度進行予防（法定）
6	感染症・食中毒の予防、まん延防止（法定）	12	非常災害時の対応に関する研修（法定）
8	ハラスメント防止・虐待防止（法定）	2	認知症 応用編（法定）

【関係機関会議等】

月	会議名	月	会議名
4	ケア会議（毎月） ・地域運営推進会議	10	ケア会議 ・地域運営推進会議
5	ケア会議	11	ケア会議
6	ケア会議 地域運営推進会議 ・村社会福祉協議会評議員会	12	ケア会議 地域運営推進会議 ・村社会福祉協議会評議員会
7	ケア会議	1	ケア会議
8	ケア会議 ・地域運営推進会議	2	ケア会議 ・地域運営推進会議
9	ケア会議	3	ケア会議